

兄弟ケース

親の意向

②退所後（これは過去3年に限らない）の動向

該当するケースはまだない。

③保護者との関係

保護者にとっては、乳児院時代から継続して同じ施設で関わっているという安心感があるのではないかな。

④乳児院との交流状況

日常的に関わりがある。別の施設という意識はない。（子どもも職員も）

2. 他の乳児院からの措置変更児童について

①同一敷地内乳児院からの児童との差違

過去2年間で他の乳児院からの措置変更児童は1名のみ。比較できるほどのケース数ではないが、同一敷地内からの異動の方が、児童の緊張感が少ないように感じている。

②処遇で配慮すること

ならし保育ができず、いっぺんに何もかも変わってしまうので、児童の負担が大きいこと。

③措置元乳児院との連絡調整

変更が決まるとすぐに訪問し、変更までに2～3回は児童を伴って来所してもらう。

事前引継は特に問題ないが、毎日の生活の中での細かい部分で判らないこともある。

3. 児相との連携（乳児部も同様）

①事前打診の有無

お互いに頻繁に連絡を取り合うよう努力している。特に施設からは積極的に働きかけている。

②保護者との連絡等の役割分担

保護者の状況の変化や、面会等の約束が守れない場合、当初の方針と保護者の状態が異なる場合等、その都度施設から報告し、児相に関わってもらうようにしている。

保護者に対して説明をしたり、重要な場面では児相が必ず関わる。

③施設訪問

必要に応じて、割合と頻繁に訪問してくれている（施設からも要求している）

措置変更前には数回訪問し、児童に面会して状況把握している。

4. 年齢枠をはずす条件

①職員

乳児部の処遇スタッフの半数は看護婦。障害児や虚弱児が多い中、どうしても必要だが、養護部には看護婦はいない。

②施設設備等

児童の年齢・月齢による発達状況から考えると、0～18才を同じ建物で処遇するには厳しい。

障害児や虚弱児のケース等、年齢超過だけで児童養護施設に変更できない乳幼児がいる。

③ファミリー・ソーシャルワークの可能性

あまり変わらないと思う。

家庭と児童の見通しについて早期に判断し、方針を出し、状況に応じて見直してゆくことが大事。

5. 処遇困難事例

問題性のある親のケースが多くなっている。虐待のケース等は、親の人格障害や情緒的な未熟さ、親自身が虐待されていた等、深刻な問題を抱えている。

養護性が高いことを理由とした入所ケース（一人親のための養育困難とか）でも、内容的には neglect や身体的虐待・心理的虐待が多い。

そのような親に対して、どのように関わり児童との関係を調整してゆくのが大変難しい。

6. 貴施設の特徴的な点

県立施設ということで（人員配置も民間よりも恵まれている）、乳児の場合は、障害児ケース、メディカルケアの必要なケースが大変に多くなっている。養護では、親の問題性の大きいケースが他の児童養護施設よりも多い。

同一敷地内に乳児院が移転してまだ2年しかたっていないが、赤ちゃんが身近にいる生活は、児童にも良い効果があるようだ。学齢児などよく、赤ちゃんをのぞきに來たり、抱きたがったりしている。

幼児担当のY氏は、

2年前に同じ敷地内に乳児院が移転してきたことで、同一敷地内での変更を経験し、あらためて子どもにとって生活環境が継続されることによる子どもの安定性を感じているとのことだった。同じ敷地内に乳児院がないときは、どの入所児童も他からくるので、入所に伴う緊張や不安定さが当たり前だったが、そうでないケースをここで初めて経験している、とのこと。

<法人10>

・乳児院

1. 過去3年の措置変更で同一敷地内児童養護施設に移った児童について

①実数

	平成9年度	平成10年度	平成11年度
措置変更児童数	10	6	10
同一敷地内施設への変更	3	1	4

他施設への変更	5	1	6
里親委託	2	4	

②保護者や児童の特徴

親子関係は良好であるが、家庭引き取りにはまだ期間を要するケース

兄弟ケースで上の子が同一敷地内児童養護施設にいる

人との関係の取りにくい親のケース（同一敷地内児童養護施設に変更した場合も担当者が変わるが、同じ敷地内の施設ということで、親側が安心できる）

当乳児院では親子の交流に対して制限はなく、比較的親の自由が利くが、児童養護施設によっては、面会日が決まっているなどの制限がある。このような施設間の格差を親側が強く感じてしまうことで支障があるケース。（同一敷地内児童養護施設も当乳児院と同じような体制で、親子の交流は自由。親も安心する）

③平均在所日数が他の児童と比較して長いかどうか

一概にはいえない。家庭引き取りケースに比べれば長い。

④長期的養護が見込まれる場合には同一敷地内児童養護施設への措置変更が前提か

かつてはその傾向があったが、今はどこの乳児院も定員いっぱいの状況なので、そのような配慮をしている余裕がない。

⑤引継の方法（同一敷地内児童養護施設との引継、児相との引継）

毎年、年度初めに年度内に年齢超過になる児童のリストを同一敷地内児童養護施設に渡す。

児童の年齢、ケース内容から唐池学園で受け入れた方がよい優先順位を考慮し、変更時期を検討する。

同一敷地内児童養護施設の状況（空き具合）に応じて変更を決定する。

変更前に、児相・当乳児院・同一敷地内児童養護施設の三者でケースカンファレンスをする。

変更が決まると、変更の1ヶ月位前から「ならし」を毎日行う。（日中保育室への参加、居室での生活体験など）

同一敷地内児童養護施設の担当も当乳児院の方に遊びに来たり、異動先の居室の児童が遊びに来たりと日常的な交流をもつ

以上の引継方法については、数年前からパターン化している。

当乳児院の主任も同一敷地内児童養護施設のケース会議に出席する。

⑥保護者への説明方法（どの機関施設が、どの時期に）

中心になって働きかけるのは児相。乳児院入所時点で、2才までということは伝える。

2才になる2ヶ月位前に児相から保護者に声を掛けたり、保護者の面会時にあわせて児相の担当者が同席するなどして、話し合いの機会をもつ。

変更が決まると、乳児院からも保護者に働きかけ、保護者と共に同一敷地内児童養護施設を見学したり、担当者を紹介したりする。

2. 他施設（里親を含む）に措置変更された児童について

①その理由（保護者や児童の特徴を含む）

当乳児院に入所した時点で、上の兄弟が他施設に在籍していた。

親にとって、距離的に面会に行きやすい施設

里親委託ケースは、親側に養育の意思がない、若年出産、長期的に引き取りが難しいと思われるケース、集団的処遇になじめないケース

②引継の方法（該当児童養護施設との引継、児相との引継）

2ヶ月くらい前には正式に決まるので、そうしたら児相から変更先の施設にケース内容を知らせる。

困難ケースについては、児相・当乳児院・変更先の施設の三者でケースカンファレンスを行う。

1ヶ月くらい前から「ならし」を始める。週に1回位のペースで3～5回、児童を伴って変更先を訪問する。この時に担当者同士での情報交換も行う。

施設によってはこのならしの期間中に、向こうから数回当乳児院を訪れるところもある。（当乳児院からは訪問を要請しているが、施設によって対応は違う）

③保護者への説明方法（どの機関施設が、どの時期に）

同一敷地内児童養護施設への変更と同じように児相が保護者に対して行っている。

④その後の児童や保護者との連絡訪問の有無

ケースバイケース

変更後児童と保護者との交流がないようなケースでは、当乳児院の元担当者が面会に行ったりすることもある。（あくまでもボランティアとして、またこの場合も先方の施設と親の了解を得た上で行っている）

行事等のお知らせを出す→保護者によっては、行事にあわせて児童を保護者宅に外泊させ、親子で行事に参加する場合もある

3. 同一敷地内児童養護施設に措置された場合

①その後の児童との関係（交流等）

日常的に交流がある。

当乳児院の児童と同一敷地内児童養護施設の幼児とで合同の行事を行ったり、お互いの行事に招待しあったりしている。

変更後しばらくの間は児童も当乳児院におやつを食べに来たり、遊びに来たついでに一緒にお風呂に入ったりなどしている。

児童が自由に行き来することを制限していない。

②その後の保護者との関係

必要に応じて

③施設・職員間の連携

日常的に交流があり、お互いのコミュニケーションはよい

変更前にケースカンファレンス

行事を合同で開催

研修会に参加する（当乳児院の施設内研修に同一敷地内児童養護施設の職員も参加など）

4. 児相との連携

①事前打診の有無

ある（年度初めに同一敷地内児童養護施設にリストを出す段階では、正式に話し合っているわけではないが、児相もある程度は了解している。）

②保護者との連絡等の役割分担

児相は家庭調整（児童を受け入れるための体制づくりの援助）

当乳児院は親の養育支援（育児方法や気持ちの持ち方についてのアドバイスなど）

児相の決定した方針に従って、施設が親に働きかけている。

③施設訪問

必要に応じて（割合と頻繁に訪問してくれていると思う）

親の状況の変化等の情報はすぐに連絡が来る。

施設側からもつかんだ情報についてはすぐに連絡している

施設から年2回文書で児童の状況・親の状況を児相に報告→必要に応じてケースカンファレンスを行っている

年1回業務連絡会

日常的に連絡を取り合っているので、お互いの意志疎通はスムーズで、言いたいことを言い合える

5. 年齢枠をはずす条件

児童の生活環境や養育者の変更は望ましくないが、それでも変更できる条件があるとしたら、愛着関係がきちんと成り立った以降（4歳過ぎ）と考えている。2歳前後の変更はマイナス影響が大きすぎる。

しかし乳児院の設備の現状として、2歳過ぎの子をケアできる条件が整っていない。

①職員

現状として足りない。

②施設設備等

広さ・備品の問題あり

③ファミリー・ソーシャルワークの可能性

対応する職員が変わらないことによって、可能性は広がると思う。

里親委託ケースで、交流中に2歳を過ぎてしまったが、すぐに委託できる状況になかったケースでは、書類上同一敷地内児童養護施設に措置変更し、その後里親委託とした。実態は当乳児院から里親委託。

6. 処遇困難ケース

当乳児院では親子関係の促進のために、親子交流について制限を設けていないが、措置変更先の施設で、面会日の制限等があると、親が不満を漏らすこともある。

唐池への変更ケースでは、施設間の連携上の問題はない。難しさはもともとそのケースのもつ困難性（親の問題等）によるもの。

虐待ケースで親に引き取らせることのできない状況にありながら、親が引き取りを希望しているような場合、他の施設への措置変更となると、それが親の引き取りの申し出のきっかけになってしまうこともあるが、同一敷地内児童養護施設へ変更するときはそこら辺を曖昧にできることも。（書類上は措置変更でも、実際に子どもの生活場所が同じ敷地内な

ので)

・児童養護施設

1. 同一敷地内からの措置変更児童について

①保護者や児童の特徴

特にない（他の乳児院からの措置変更児童が少ないので比較しようがない）

②退所後（これは過去3年に限らない）の動向

ケースバイケース

乳児院時代にケースの方向性が決まらなると、長期になる

問題があるとしたら、最初の児相側の見通しの甘さ

乳児院→児童養護施設→家庭引き取りのパターンは、父子家庭ケースや精神疾患の親のケース（親子交流はあるがすぐに引き取れない状況で親の回復や子の成長を待つ）に多い

③保護者との関係

ならしを始める頃（変更前1ヶ月頃）から当児童養護施設と親と面識がもてる。

親にとっては、安心感があるようだ。

同一敷地内乳児院が当児童養護施設ならば安心だから、と考えて送り込んでいるあたりが親にも伝わっている

④乳児院との交流状況

日常的に交流がある（児童にとっては、安心して戻っても良い場所）

変更後に児童が落ち着かなければ、乳児院の職員に協力してもらう

成長の節目に（幼稚園の卒園・小学校の入学・七五三など）担当者・親・児童とで挨拶に行く

小さい頃に世話になった人に、節目節目で挨拶に行くという経験は児童の成長にとっても大きな意味があると考えている

（K氏より、乳児院側としてもこうした成長を見届けることのできることに喜びである、とのコメントあり）

2. 他の乳児院からの措置変更児童について

①同一敷地内乳児院からの児童との差違

該当ケースが少ないので何ともいえない

②処遇で配慮すること

変更前のならしが十分にできない分、受け入れるために時間を作る努力をしているが、児童にとっては負担が大きい

③措置元乳児院との連絡調整

変更前に3～4回乳児院を担当者が訪問するようにしているが、乳児院によっては、そんなにまでする必要がないというところもある。

3. 児相との連携

入所時点では児相が中心。

①事前打診の有無

あり

②保護者との連絡等の役割分担

乳児院と同様

③施設訪問

必要に応じて、割合と良く連携ができていると思う

4. 年齢枠をはずす条件

N氏は積極的であった。同一法人の中でやっているの、どうにでもなる、できると思う、との意見。

子ども同士の関わり、育ちあいのためには、どこかで年齢を区切るのではなく、0歳～18歳までが一緒にいることが自然。1・2歳で生活環境をかえるのは、子どものために良くない。乳児の安全に関してことさら慎重論があるが、学園の子ども達を見ていると、弱いものに対して、子どもは優しい。通常家庭で赤ちゃんが生まれれば家族の中で新生児期から一緒に生活することを考えると、あえて乳児院・児童養護施設と分ける必要はない。乳児の健康管理の問題（学齢期の児童と一緒にになると、感染の機会が多くなる）についても、医学的に特別なニードの子どもでないかぎり、一緒に生活することで抵抗力もつく。異年齢の子ども同士の関わりの中で、子どもの社会性も育つ。

K氏もN氏の意見にほぼ賛同している様子で頷きながら聞いていた。K氏からは、児童養護施設の職員配置基準があまりに低すぎるのが、現実化を難しくしているのではないかと、との意見が付け加えられた。

①職員

乳児院と同じように、看護婦が必要。配置基準については両施設をならすことで解決できるのではないかと

②施設設備等

③ファミリー・ソーシャルワークの可能性

可能性は広がると思う。2歳という制限がなくなると、ズルズルするとの意見に対しては、「ズルズルするケースは、どこへ行ってもズルズルする。年齢枠の問題ではない」

5. 処遇困難事例

他の乳児院からのケースは少ないので、該当するケースなし

6. 貴施設の特徴的な点

60名定員のうち約3割が同一敷地内乳児院からの変更児童。

高齢児の入所が多い。

県内の他の児童養護施設で、「手に負えない」という理由から当児童養護施設に変更するケースが多い

当児童養護施設は職員の平均勤続年数が他の民間児童養護施設に比べて長く、若い職員では手に負えないような問題（異性問題）を起こした高齢児が変更されてくる。

小さい頃から知らない分、対応が難しい。

児童は2歳から18歳まで、男女混合の縦割の居室グループで生活している。職員の仕事量は大変なものだが、子ども同士の育ちあいの力は大きいと思う

短大の新卒保育士は採用していない（採用できない）→保育士養成のカリキュラムが乳幼児対応を中心としたものなので、当児童養護施設の児童の状況から、新卒者ではつとまらない

（K氏・N氏両名のお話を伺って、職員体制が安定しており、両施設のコミュニケーションがとても良くとれていることが感じられた）

<法人11>

・乳児院

1. 過去3年の措置変で同一敷地内児童養護施設に移った児童について

①実数

	平成9年度	平成10年度	平成11年度	合計
措置変更児童数	11	17	11	39
同一敷地内施設へ変更	5	1	6	12
他の施設へ変更	2	16	3	21
里親委託	*4	0	2	6

*うち1ケースは養育家庭委託

②保護者や児童の特徴

兄弟ケースで児童養護と乳児院に別れて措置を要する場合などは、初めから下の子を上の子と同じ児童養護施設に変更するために、同一敷地内に両施設をもつところに入所となっているのではないかな。

既に上の子が同一敷地内児童養護施設に入所しているようなケースは優先して同一敷地内児童養護施設へ変更する。

地域性（近隣地区のケースが多い）

親の意向としては、同一施設への変更を希望するケースが多いが、空いていない場合等、必ずしも希望に応じられない。

③平均在所日数が他の児童と比較して長いかどうか

総じて長い傾向にあり

④長期的養護が見込まれる場合には同一敷地内児童養護施設への措置変が前提か

それも多少あるだろう

⑤引継の方法（同一敷地内児童養護施設との引継、児相との引継）

事前に何回か打ち合わせを行い、ならしで数回児童養護施設に行かせたりする。

児相はあまり関わっていない。(施設長が元児相長でもあり、信頼してくれているのか、任せてもらっている)

⑥保護者への説明方法(どの機関施設が、どの時期に)

保護者の方から、「引き取りの見通しがまだ立たないが今後どうなるか」と相談してくることが多い。(2歳過ぎ頃)それを受けて乳児院が中心になって話を進めている。

2. 他施設に措置変された児童について

①その理由(保護者や児童の特徴を含む)

大半のケースが同一敷地内児童養護施設に空きがなく、受け入れられなかったケース。保護者の意向は同一敷地内児童養護施設への変更を望むケースが殆どで、受け入れられない状況を説明し、他施設への措置変更を納得してもらう。

里親への措置変更(特別養子5、養育1)は、棄児・置き去りのケース。

②引継の方法(該当児童養護施設との引継、児相との引継)

殆どの場合、児童養護施設から見学にくる。

事前に書類(育成記録等)を相手先に送付する。

引継の仕方について、児相は殆ど関わらない。

③保護者への説明方法(どの機関施設が、どの時期に)

乳児院が中心となって行っている。(2歳過ぎ前後)

④その後の児童や保護者との連絡訪問の有無

行事等の案内を乳児院から送っている。

近隣のケースなどは家庭復帰児童も行事に来院したりする。

兄弟ケースで上の子だけが他施設に変更となり、下の子がまだ乳児院にいる場合などは、外泊時に保護者と児童が来院したりする。

3. 同一敷地内児童養護施設に措置された場合

①その後の児童との関係(交流等)

行事を通しての交流(乳児院の行事に退所児および同一敷地内児童養護施設の2・3才児を招待している。)

日常的な行き来はしていない。

②その後の保護者との関係

保護者へは子どもの担当者が中心に関わっているので、措置変更と同時に担当者も変わるが、保護者にとっては来慣れた施設という感じがあるのでは。

③施設・職員間の連携

両施設の職員採用は法人単位で行うが人事的な異動はない。

必要に応じて連絡等の処遇上の連携はある。

最近になって、年1回合同の話し合いをもっている。相互理解のためには効果的。

4. 児相との連携

①事前打診の有無

毎月、児童の状況報告を写真をつけて児相に送っている。どうしても児相は施設任せに

なりがちなので、こちらから積極的に働きかけている。

②保護者との連絡等の役割分担

乳児院が中心になって保護者への連絡等を行っている。

③施設訪問

入所時には必ず、若しくはその近辺で。

5. 年齢枠をはずす条件

①職員

②施設設備等

乳児と3才児以上の行動（遊び等）を考えると、0・1才台の子を急に一緒に処遇できるものかどうか。現実的に乳児の安全面等を考えると、現状では難しい。養護と一緒に、といっても、乳幼児ホームのような構想で、せいぜい小学校1・2年生くらいまでの年齢の児童を対象にして、乳児と一緒にするのならば現実的である。

児童養護施設での幼児処遇において、幼稚園の2年保育が認められているだけなので、幼稚園入園前の幼児への対応が難しい事を考えると、幼稚園に入れられるようになるまで、乳児院の対象とすることも一法では。

乳幼児期は特に、同じ年齢・月齢とはいっても個々の発達状況が違うので、一概にいけない。

③ファミリー・ソーシャルワークの可能性

乳児院では10年度から非常勤の「早期家庭復帰相談員」をおいており、家庭復帰への対応を中心に保護者との関わりをもっている。乳児院から措置変更後も同じ職員が関わることで、家庭復帰を促進する効果は望める。

6. 困難事例

他施設への変更事例として苦労したのは、入所時には判らなかったが、その後重度の障害があると判り、5才まで在籍したケースがあった。在籍している間、治療のための通院があり、遠方への通院を確保するための職員体制に苦労した。このような障害児への早期対応、受け皿の確保が課題。

未熟児の場合、発達が遅れ気味であるため、2才で児童養護施設への変更は難しい。

・児童養護施設

1. 同一敷地内からの措置変更児童について

①保護者や児童の特徴

地域的な条件（周辺地区からの入所・保護者が施設に来やすい等）

父子ケース

兄弟ケース

早期引き取りが見込まれるケース

②退所後（これは過去3年に限らない）の動向

家庭引き取りが多い

アフターケアに便利

③保護者との関係

乳児院時代から継続した交流となるので、お互いに（保護者・施設）理解し合いやすい。

④乳児院との交流状況

入所前に面接、ならし保育

担当者同士の話し合い、職員間の情報交換

連絡会の活用

お互いに状況を視察する

2. 他の乳児院からの措置変児童について

①同一敷地内乳児院からの児童との差違

面接、話し合いが1回、入所当日の情報交換のみ

②処遇で配慮すること

保護者の意向や児童の発達状況等具体的な処遇について細かく把握しにくい

③措置元乳児院との連絡調整

必要に応じての連絡

3. 児相との連携

担当福祉司により、状況も異なる。福祉司の変更によって家庭への関わりが中断されてしまうこともあり。

①事前打診の有無

新入所児については、全て同じように直前に入所依頼あり。但し、兄弟ケースや家庭復帰の早いケースには事前の打診もある。

②保護者との連絡等の役割分担

入所後は施設の方が保護者との関わりが多い。必要に応じて児相に連絡する。

③施設訪問

乳児院在籍時より、当施設の状況は知っているので、必要に応じての訪問。

4. 年齢枠をはずす条件

①職員

現状においても手不足状態である。

②施設設備等

高齢児と幼児では処遇の内容も異なるので、児童養護施設で乳児から受け入れは難しいと思う。乳幼児ホーム的な構想なら判る（現実的）。児童養護施設が乳児を受け入れるよりも、乳児院の在籍年限を伸ばすことの方が、現実的に考えられる。

③ファミリー・ソーシャルワークの可能性

継続的なケアができるので、家庭引き取りに向けて対応しやすい。

2才までの引き取り、里親委託は難しいが、あと1～2年でその目途が立つようなケースには有効。いずれにしても、措置時点での早期的な判断と児相・保護者・施設の連携が

重要となる。

その一方で、2才という年齢枠があることで決断するケースもあり。その意味では現状として、乳児院の方がより多く家庭と関わっているように思われる。児童養護施設は在籍できる年数が長い分、ファミリー・ソーシャルワークが甘くなっている。

ファミリー・ソーシャルワーカーという役割が不明確。現在は担当者が中心になって家庭との関わりをもっている。ファミリー・ソーシャルワークの専任者をおくにしても、いつもその仕事があるわけではない。

5. 処遇困難事例

特になし

6. 貴施設の特徴的な点

本施設の立地条件（交通の便がよい、都心部）から、保護者との交流がしやすい。

入所児童の殆ど（約3／4）が都心部の児相からの措置。

入所児童の多く（約2／3）が乳児院からの措置変更。そのうち同一敷地内乳児院からの変更児童は2／3。

家庭復帰ケースが多い。乳児院時代に引き取れない、里親委託に結びつかないケースを他の児童養護施設に変更すると、児童への負担やロスが多いため、本施設が家庭復帰や里親委託までのつなぎ的な役割になっている事例が多い。

<法人12>

・乳児院

1. 過去3年の措置変更で同一敷地内児童養護施設に移った児童について

①実数および入所児童との割合

	平成9年度	平成10年度	平成11年度
措置変更	6	6	7
児童部への変更	3	5	4
他施設への変更	3	1	2
里親委託	1	0	0

・入所児の約2／3が児童部に変更

②保護者や児童の特徴

地理的な状況から（もともとT児相ケースが多い）保護者が通いやすい

親が交流しやすい施設への変更を優先

兄弟ケース

親の状況が難しく、他施設への変更によってマイナス影響が大きいと考えられるもの(新しい施設でのトラブルが予測されるもの)

親の意向で

- ③平均在所日数が他の児童と比較して長いかどうか

長い傾向にある

- ④長期的養護が見込まれる場合には同一敷地内児童養護施設への措置変更が前提か

児相の判断として多少あるかもしれないが、乳児院入所時には、保護者宅との距離的な関係で乳児院を選ぶことが多い(地域性の重視)

- ⑤引継の方法(同一敷地内児童養護施設との引継、児相との引継)

措置変更の決定は児相

変更前に担当者・主任での話し合い

変更が決まったら、乳児部の担当者が子どもを連れて、幼児の部屋に遊びに行く(2~3回位)

- ⑥保護者への説明方法(どの機関施設が、どの時期に)

以前は3歳位が目途だったが、最近は2歳過ぎ頃から(早まる傾向にある)

児相が保護者に対応する

変更が決まると乳児部の担当者が保護者に対して、児童部の担当者を紹介するなど中継ぎをする

2. 他施設(里親を含む)に措置変更された児童について

- ①その理由(保護者や児童の特徴を含む)

地理的な状況と親の意向

虚弱児、障害児のケース

母子生活支援施設への入所

- ②引継の方法(該当児童養護施設との引継、児相との引継)

児相を介して行う

相手先を訪問、その後子どもを連れて2回位訪問

事前協議

変更時は児相と保護者が子どもを連れてゆくが、保護者の状況によっては乳児部の担当者も付き添う

- ③保護者への説明方法(どの機関施設が、どの時期に)

同一施設への変更と同様児相が行う

- ④その後の児童や保護者との連絡訪問の有無

特にならない

3. 同一敷地内児童養護施設に措置された場合

- ①その後の児童との関係(交流等)

特別な交流はないが、同じ建物の中なので、顔を合わせたりはする

早く新しい環境になれることを主に対応

時々児童部の担当者が子どもを連れて遊びに来たりする

保護者との交流のないケースでは、お祝い事（お誕生日、入学など）に個別に対応することも

②その後の保護者との関係

特別なことはない

乳児院時代から学齢児童のいる生活の雰囲気（環境）を感じるので、乳児院が単独である施設とは違う雰囲気があり、児童部に変更するにも、他施設に変更するにも心理的負担は少ないかもしれない（大きい子どもの施設をイメージしやすい）

③施設・職員間の連携

必要に応じて連絡

双方の施設での勤務体制が違うので、職員同士の交流のための時間を持つ余裕はない（年2回位の懇親会程度）

職員の異動はない

4. 児相との連携

①事前打診の有無

あり

②保護者との連絡等の役割分担

基本的に児相の方針に従って施設は対応している

何かあればすぐに児相・施設でお互いに連絡を取り合う

家庭訪問は児相にしてもらっている

T児相ケースが多いが、良く動いてくれている

③施設訪問

割合と良く訪問してくれる

5. 年齢枠をはずす条件

基本的には0～18歳を分断せずに見るのが基本だと思う。児童養護施設の子ども達を身近に見ているせいか、年齢枠をはずすことに抵抗は少ない。乳児院が枠を広げるよりも、児童養護施設に乳児枠をおく方が、地域支援の観点からも良いのではないかと（乳児院は数が少なく、地域性を重視した関わりをしにくい）

①職員

対象年齢に応じて、今のままの配置を確保

②施設設備等

広さ、安全面への配慮

③ファミリー・ソーシャルワークの可能性

在籍年数の制限がなくなること引き取りが長引くとはあまり考えていないが、身近に施設があることで、かえって引き取らなくなること起きるかもしれない。

いずれにしても、自立支援をどう捉えるかの問題となるだろう。

6. 処遇困難ケース

特になし

他施設変更後すぐに家庭引き取りとなったケースがあり、それなら無理に変更しなくても良かった、と考えさせられたことはあったが

・児童養護施設

1. 同一敷地内からの措置変更児童について

①保護者や児童の特徴

親が交流しやすい施設への変更を優先して考えている

兄弟ケース

虐待ケース等の難しいケース

上記の場合優先的に児童部が受け入れるようにしている。

措置時点で乳児院と児童養護施設とに別れて措置しなければならないような兄弟ケースは初めから同一敷地内に両方もつ施設に措置されてくる

②退所後（これは過去3年に限らない）の動向

退所のパターンは①家庭引き取り ②子どもの就職自立の2通りあるが、乳児部からの変更児童に特別の差違は感じない

あえて言うならば、幼児期（学齢前）の家庭引き取りになることが多いが、入所ケース全体に対して家庭引き取りを働きかけているので

③保護者との関係

親の立場からすると、同じ場所であることで安心できるのかもしれない

親への関わりが難しいケースなどで、乳児部の担当者が関わってきたケースでは、親側が担当者の変更に対して切り替えられないこともある（同じ場所で、顔を合わせるから）

④乳児院との交流状況

特別なことはない

病気や体質的なこと等書類上では判らない細かいことについて必要に応じ問い合わせる

2. 他の乳児院からの措置変更児童について

①同一敷地内乳児院からの児童との差違

地理的な状況もあり、他乳児院からの変更児童が少ないので、比較できない

②処遇で配慮すること

新入所児童に対しては、基本的に受け入れ態勢は同じ

③措置元乳児院との連絡調整

現在該当ケースがない

基本的には乳児部からの措置変更児童と同じ

3. 児相との連携

①事前打診の有無

あり

②保護者との連絡等の役割分担

措置変更に伴う家庭調整は、児相が行う。

入所時点で、家庭訪問等の家庭調整を児相が行うことを確認している。

③施設訪問

ケースの動きに応じて良く訪問してくれる（A児相ケースが殆ど）

日頃から児相に働きかけて、訪問を要請している

4. 年齢枠をはずす条件

①職員

乳児に対しては、乳児院基準での職員配置を

②施設設備等

各児童養護施設が乳児枠（乳児棟）を設ける

病乳児については、病院付属の乳児院で

③ファミリー・ソーシャルワークの可能性

児童養護施設は乳児院よりも数が多く、地域にあるので、地域支援という観点からもファミリー・ソーシャルワークの可能性は広がる。

頻繁に交流を必要とする乳児期に、遠方の施設への措置は望ましくない

0～18歳が対象となったときに、各施設の独自性で受け入れ枠を決めればよいのではないか。

5. 処遇困難事例

施設としての違いを親に認識してもらうまでは、対応が難しいが、特にどこから来たケースが難しいということはない。

6. 貴施設の特徴的な点

A市、B市、C市のショートステイ事業、乳児・児童をもっているので、0～学齢前の受け入れが可能

園舎改築のために引っ越しを目前に控えた状況の中、調査に応じて下さった。

改築後は、現在の建物のところにそのまま新しい園舎がたつが、2階にあった乳児部は1階に下りてくることになる。

<法人13>

・乳児院

1. 過去3年間の措置変で同一敷地内児童養護施設に移った児童について

①実数及び割合

<平成9年度>

措置解除9名

児童養護施設へ6名　うち3名が同一敷地内児童養護施設へ
家庭復帰が3名

<平成10年度>

措置解除　5名

児童養護施設へ5名　うち3名が同一敷地内児童養護施設へ

<平成11年度>

措置解除　11名

児童養護施設へ8名　うち7名が同一敷地内児童養護施設へ

家庭復帰が3名

ただし、同一敷地内児童養護施設へ措置変になった7名のうち2名は、書類上児童養護施設へ措置変したになっているが、実際は里親措置がほぼ決まっており、里親措置実施までの間、乳児院で生活していた。1人は1ヶ月後に、もう1人は3ヶ月後に里親のもとにいった。その時点で児童養護施設への措置が解除された。

②保護者や児童の特徴

「A市市内に保護者が住んでいる」、「兄や姉が隣接児童養護施設に入所している」などの児童が隣接児童養護施設に入所している。長期ケアが必要であるかどうかということは、里親委託との関係で考慮するが、児童養護施設への措置変ケース内の比較では上記以外の特徴は見あたらない。

③平均在所日数

特に特徴はない。

④長期的養護との関係

長期的か否かよりも「近隣に保護者が住んでいる」「兄や姉が隣接児童養護施設に入所している」という要因の方を重視する。

⑤引継の方法

「発達票」「養育記録」「ケース記録」「写真」のうち、「写真」については児童本人に渡す。他は移管しない。日常的な会議と一緒にやっており、措置変という意識は職員には薄い。日常的な会議の一環として担当者間で引継を行う。

措置変の時期は2歳の誕生日前後である。

⑥保護者への説明方法

乳児院入所当初より、2歳の誕生日前後で児童養護施設に措置変する事を伝えている。

2. 他施設（里親を含む）に措置変された児童について

①その理由

他施設については、保護者が当該施設の近くに住んでいたり、兄や姉が入所しているため。里親委託については、保護者などが里親委託を希望するとともに、委託先としての里親とのマッチングが成立したため。

②引継の方法

「発達票」「養育記録」「ケース記録」などについて、1ヶ月単位で要約記録を作ってお

り、その要約記録のコピーを渡す。「写真」は児童本人に渡す。

③連絡訪問の有無

退所後1年間は、運動会などの案内を出す、参加者はほとんどいない。

3. 同一敷地内児童養護施設に措置された場合

①その後の児童との関係

日常的に交流がある。

②その後の保護者との関係

乳児院措置時点とほとんど変わらない。

③施設・職員間の連携

乳児院担当、児童養護施設担当と職務は分かれているが、職務上の手助けを相互にかつ頻繁に行っている。特に夜勤時に多い。

4. 児相との関係

①事前打診の有無

乳児院の方から打診する。

②保護者との連絡

保護者が面会にこられた時に措置変について確認する。面会にこられないケースについては、児童相談所が行う。

③施設訪問

措置変当日のみ。他の仕事で施設訪問し、当該児童に会うことはある。

5. 年齢枠をはずす条件

①職員

特にないが、最低基準上の配慮を望む。

②施設整備等

小規模化が望ましい。乳児の安全を確保できる生活環境への配慮。

親子と一緒に寝泊まりできるスペースがあると良い。①家庭復帰の可能性をさぐる、②里親委託の適否をさぐる、③特定の乳児と担当保育士が深いコミュニケーションをとる、などの機会に活用したい。

③ファミリーソーシャルワークの可能性

常勤職員での配置が可能であるならば配置を望む。

6. 困難な事例

喘息児童の事例

脳腫瘍術後の事例

・児童養護施設

1. 同一敷地内からの措置変児童について

①保護者や児童の特徴

「B市市内もしくは近隣に保護者が住んでいる」、「兄や姉が隣接児童養護施設に入所している」などの児童が隣接児童養護施設に入所している。他の乳児院から入所してくるケースはない。

②退所後の動向

家庭復帰の可能性が低い。ただし、乳児院からの措置変一般にいえることではないか。

③保護者との関係

特徴はない。

④乳児院との交流

頻繁にある。

2. 他の乳児院からの措置変児童について

該当者なし。

3. 児相との関係

①事前打診の有無

ある。

②保護者との連絡調整等の役割分担

児童相談所が行う。

③施設訪問

入所時点での1回のみ。

4. 年齢枠をはずす条件

①職員

最低基準上の配置基準の改善をはかった上で、積極的に対応すべきである。

②施設整備

安全確保に配慮する必要があると良い。

親子が一緒に寝泊まりできるスペースがあると良い。①家庭復帰の可能性をさぐる、②里親委託の適否をさぐる、③特定の乳児と担当保育士が深いコミュニケーションをとる、などの機会に活用したい。

③ファミリーソーシャルワークの可能性

専任職員としての配置を望む。

5. 他施設からの入所事例で困難な事例

他施設からの入所はない。

＜法人14＞

・乳児院

1. 過去3年間の措置変で同一敷地内児童養護施設に移った児童について

①実数及び割合

＜平成9年度＞

措置解除46名

児童養護施設へ17名　うち9名が同一敷地内児童養護施設へ

家庭復帰が28名

里親委託が1名

＜平成10年度＞

措置解除47名

児童養護施設へ12名　うち3名が同一敷地内児童養護施設へ

家庭復帰が29名

里親委託が6名

＜平成11年度＞

措置解除42名

児童養護施設へ19名　うち8名が同一敷地内児童養護施設へ

盲児施設へ1名

家庭復帰が19名

里親委託が3名

②保護者や児童の特徴

「A市内に保護者が住んでいる」、「兄や姉が隣接児童養護施設に入所している」などの児童が隣接児童養護施設に入所している。長期ケアが必要であるかどうかということは、里親委託との関係で考慮するが、児童養護施設への措置変ケース内の比較では上記以外の特徴は見あたらない。

③平均在所日数

特に特徴はない。

④長期的養護との関係

長期的か否かよりも「近隣に保護者が住んでいる」「兄や姉が隣接児童養護施設に入所している」という要因の方を重視する。

⑤引継の方法

他の児童養護施設と変わらない。ケース記録などが移管するわけではない。写真については本人に持たせる形で移動する。児童が児童養護施設を事前に見学することはない。児童養護施設の職員が1～2回乳児院を訪問し、児童の様子を確認する程度である。措置変後に乳児院職員が措置変した児童に係わることはまずない。できるだけ早く乳児院の生活を忘れることの方が良いと考えている。措置変の時期は発達を考慮しながら、2歳の誕生日をめどに行っているが、児童養護施設側の退所状況を勘案することも多い。

⑥保護者への説明方法

乳児院入所当初より、2歳の誕生日前後で児童養護施設に措置変する事を伝えている。